



## 住宅を新築または購入した方に助成があります

☎ 企画調整課 企画政策係 ☎476-1111 (222)

町内に定住するために住宅を新築又は購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。  
(環境配慮型定住住宅取得補助事業)

<b>補助対象者</b>	令和4年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得し、世帯責任者の年齢が住宅の取得日時点において、65歳未満である者			
<b>補助要件</b> ※建て替えとみなされる場合は対象外となります。	1. 申請前1年以内に住宅を取得すること 2. 取得した住宅に引き続き5年以上居住する意図があること 3. 居住地の自治公民館に加入すること 4. 世帯員全員が市区町村民税等に滞納がないこと 5. 本町が行う他の補助制度の対象とならないこと			
<b>補助金額</b>	住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです(最大310万円)。			
	<b>基本額</b>	リサイクル協力金相当	1世帯につき 100万円	
	<b>加算金</b>	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人 25万円 義務教育終了前の子が2人以上 50万円	
		町内業者施工加算金	1世帯につき 100万円	
		高断熱加算金	外皮平均熱貫流率(UA値)が0.60以下 <sup>※1</sup>	25万円
			外皮平均熱貫流率(UA値)が0.46以下 <sup>※2</sup>	50万円
		引越祝加算金	町外からの転入 10万円 町内からの転居 5万円	
	※1 ZEH基準相当 ※2 HEAT20 G2相当			



## 空き家を修繕した場合、助成があります

☎ 企画調整課 企画政策係 ☎476-1111 (222)

町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。  
(空き家リフォーム促進補助事業)

<b>補助対象物件</b> 町内にある住宅で、次に掲げる要件すべてに該当するもの	1. 個人が自ら居住するために建築された住宅 2. 1年以上継続して居住していない、築10年以上経過した住宅 3. 専用の居室・台所・便所及び出入口を有している住宅 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。
<b>補助要件</b> 次に掲げる要件すべてに該当すること	1. 市区町村民税等に滞納がないこと 2. 町内の建築業者等(個人事業主を含む)に発注し、申請年度内に工事が完了すること 3. 改修等に要する経費が30万円以上であること 4. 町、県及び国が行う他の補助制度の対象とならないこと 5. 改修後、賃貸や売却(※)のほか自己又は親族等が居住するなど活用すること ※賃貸や売却に当たっては、「大崎町空き家等バンク制度」に登録する必要があります。
<b>補助対象経費</b>	○家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費 ○住宅の機能回復又は向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費 ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入などは対象となりません。
<b>補助金額</b>	補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。
<b>申請時期</b>	<u>改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。</u>